

自動継続投資約款

1. 約款の趣旨

- (1) この約款は、お客さまと当組合との間の、当組合で取り扱う投資信託のうち別に定める投資信託（以下「対象商品」といいます。）にかかる自動継続投資契約に関する取りきめです。
- (2) 当組合は、この約款にしたがって対象商品の自動継続投資契約（以下「契約」といいます。）をお客さまと締結します。
- (3) この約款に別段の定めがないときには、当該対象商品の信託約款およびお客さまと当組合との間の投資信託取引約款（以下「取引約款」といいます。）等にしたがって取扱います。

2. 申込方法

- (1) この契約のお申し込みは、お客さまが当組合所定の申込書に必要事項を記入のうえ、記名押印し、これを対象商品の取扱いをしている当組合の本支店（以下「取扱店」といいます。）に提出することによって、契約を申し込むものとします。
- (2) この契約が締結されたときは、当組合はただちに当該対象商品についての自動継続投資口座を開設し、この約款と申込書のお客さま控を交付または送付します。
- (3) (1)の申込書に使用された印章および記載された名称、代理人、住所等をもってお客さまのお届けの印鑑、名称、代理人、住所等とします。ただし、届け出印鑑は、指定預金口座と同一の印章に限りま

3. 金銭の払込み

お客さまは、対象商品の取得にあてるため、1回の払い込みについては金額指定の方法によるものとし、対象商品ごとに別に定める申込単位の金銭（当初元本価額 1口＝1円）をその口座に払い込むことができます。

4. 取得方法、時期および価額

- (1) 当組合は、お客さまから取得のお申し込みのあったとき、当該対象商品をただちに取得します。
- (2) (1)の取得価額は、対象商品ごとに別に定める日の基準価額とします。
- (3) 取得された当該対象商品の所有権ならびにその元本またはその果実に対する請求権は、当該取得日からお客さまに帰属するものとします。

5. 口座管理

- (1) この契約にもとづきお客さまが取得した対象商品は、お客さまと当組合との間の証券振替決済口座管理規定の定めにしたがい、当組合または当組合名義で当組合の再寄託先において口座管理します。
- (2) 当組合は、当該口座管理にかかる対象商品につき、当組合所定の口座管理料を申し受けることがあります。

6. 果実等の再投資

- (1) 5. の口座管理にかかる対象商品の収益分配金等の果実については、原則として毎計算期間終了日（決算日）の翌営業日に、お客さまに代わって当組合が受領のうえ、お客さまの自動継続投資口座に繰り入れ、その全額より税金等を差し引いた金額をもってただちに各計算期間終了日（決算日）の基準価額で、当該対象商品をお客さまに代わって取得します。この場合、取得にかかる手数料は無料とします。

(2) (1)の最低取得単位は、3.にかかわらず1円以上1円単位とします。

7. 果実等の再投資の停止・再開等

- (1) 6. (1)の口座管理にかかる対象商品の収益分配金の再投資を停止する場合には、当組合所定の書面に必要事項を記入のうえ、記名押印し、これを当組合の取扱店に提出してください。当組合は、6. (1)にかかわらず、当該収益分配金を指定預金口座に入金するものとします。
- (2) 前記(1)で停止した再投資を再開する場合には、当組合所定の書面に必要事項を記入のうえ、記名押印し、これを当組合の取扱店に提出してください。

8. 返 還

- (1) 当組合は、この契約にもとづく対象商品またはその果実について、お客さまからその返還を請求されたときに返還します。
- この場合、当該請求にかかる対象商品については、対象商品ごとに別に定める日の基準価額から信託財産留保額、所得税等を差し引いた金額で、これを換金し、その金銭を指定預金口座に入金することをもって返還に代えるものとします。
- (2) (1)の請求は、所定の手続によってこれを行うものとし、当組合は、申込書に記載の指定預金口座に返還します。

9. 解 約

- (1) この契約は、つぎのいずれかに該当したときに解約されるものとします。
- ① お客さまから解約のお申し出があったとき
 - ② 取引約款にもとづく取引契約が解約されたとき
 - ③ 当組合が対象商品にかかる自動継続投資業務を営むことができなくなったとき
 - ④ 対象商品が償還されたとき
- (2) 当組合は、引続き3か月を超えて5. にかかる口座管理残高がない契約については、これを解約させていただきます。
- (3) この契約が解約されたときは、当組合は遅滞なく口座管理中の対象商品およびその果実を8. に準じてお客さまに返還します。

10. 申込事項等の変更

- (1) 改名、転居ならびにお届けの印章の変更など申込事項に変更があったとき、またはお届けの印章等を失ったときは、お客さまはただちに当組合所定の手続によって取扱店にお届けください。この場合、当組合所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- (2) お客さまがつぎに該当する場合は、書面によりお届けください。
- ① 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、ただちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって取扱店にお届けください。お客さまの成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
 - ② 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、ただちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって取扱店にお届けください。
 - ③ すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、①ないし②と同様に取扱店にお届けください。
 - ④ ①から③までの届け出事項に取消または変更が生じたときにも同様に取扱店にお届けください。
 - ⑤ ①から④までの届け出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

11. その他

- (1) 当組合は、この契約にもとづいてお預かりした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によって

も対価をお支払いしません。

(2) 当組合は、つぎに掲げる損害について、その責任を負いません。

- ① お届けの印章等が使用された当組合所定の申込書によって、この契約にもとづく対象商品またはその果実を返還したことにより生じた損害
- ② 当組合所定の依頼書、受領書その他の書類に使用された印影と届け出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて、この契約にもとづく対象商品またはその果実を返還したことにより生じた損害
- ③ 所定の手続による返還のお申し出がなかったため、または使用された印影が届け出の印鑑と相違するために、この契約にもとづく対象商品またはその果実を返還しなかったことにより生じた損害
- ④ 天災事変その他不可抗力により、この契約にもとづく対象商品またはその果実の返還が遅延したことにより生じた損害
- ⑤ 届け出事項の変更、お届けの印章等を失ったにもかかわらず、お客さまが当組合所定の手続によってただちに当組合にお届けをされなかったことにより生じた損害
- ⑥ 金銭を指定預金口座に入金したのちに生じた損害

12. この約款の変更

この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の約款の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネットまたはその他相当の方法により周知します。

以 上

附 則

- 1 この規定は、平成10年12月1日から実施する。
- 2 この規定は、平成22年10月1日から改正実施する。
- 3 この規定は、平成27年7月1日から改正実施する。
- 4 この規定は、平成28年11月1日から改正実施する。
- 5 この規定は、平成30年1月4日から改正実施する。
- 6 この規定は、平成31年3月1日から改正実施する。
- 7 この規定は、令和2年4月1日から改正実施する。

自動継続投資約款対象商品

ファンド名	委託会社名	申込単位	取得価額	返還価額
インデックスファンド225	日興アセット マネジメント株式会社	5,000円以上 1円単位	買付日当日 の基準価額	解約日当日の 基準価額
インデックスファンドTSP	日興アセット マネジメント株式会社	1万円以上 1円単位	買付日当日 の基準価額	解約日当日の 基準価額
インデックスファンド JPX日経400	日興アセット マネジメント株式会社	1万円以上 1円単位	買付日当日 の基準価額	解約日当日の 基準価額
ダイワ・バリュー株・オープン	大和アセット マネジメント株式会社	1万円以上 1円単位	買付日当日 の基準価額	解約日当日の 基準価額
MHAM株式オープン	アセットマネジメント One株式会社	1万円以上 1円単位	買付日当日 の基準価額	解約日当日の 基準価額
ロボット・テクノロジー 関連株ファンド -ロボテック-	大和アセット マネジメント株式会社	1万円以上 1円単位	買付日翌営業日 の基準価額	解約日翌営業日 の基準価額
グローバル・フィンテック 株式ファンド	日興アセット マネジメント株式会社	1万円以上 1円単位	買付日翌営業日 の基準価額	解約日翌営業日 の基準価額
ドルマネーファンド	アセットマネジメント One株式会社	1万円以上 1円単位	買付日翌営業日 の基準価額	解約日翌営業日 の基準価額
明治安田外国債券オープン (毎月分配型)	明治安田アセット マネジメント株式会社	1万円以上 1円単位	買付日翌営業日 の基準価額	解約日翌営業日 の基準価額
ダイワ高格付カナダドル債オープン (毎月分配型)	大和アセット マネジメント株式会社	1万円以上 1円単位	買付日翌営業日 の基準価額	解約日翌営業日 の基準価額
MHAM J-REIT インデックスファンド (毎月決算型)	アセットマネジメント One株式会社	1万円以上 1円単位	買付日当日 の基準価額	解約日当日 の基準価額
ラサール・グローバル REITファンド (毎月分配型)	日興アセット マネジメント株式会社	1万円以上 1円単位	買付日翌営業日 の基準価額	解約日翌営業日 の基準価額
ダイワ・US-REIT・オープン (毎月決 算型) Aコース (為替ヘッジあり)	大和アセット マネジメント株式会社	1万円以上 1円単位	買付日翌営業日 の基準価額	解約日翌営業日 の基準価額
ダイワ・US-REIT・オープン (毎月決 算型) Bコース (為替ヘッジなし)	大和アセット マネジメント株式会社	1万円以上 1円単位	買付日翌営業日 の基準価額	解約日翌営業日 の基準価額
スーパーバランス (毎月分配型)	明治安田アセット マネジメント株式会社	1万円以上 1円単位	買付日翌営業日 の基準価額	解約日翌営業日 の基準価額
ダイワ・マルチアセット・ ファンド・シリーズ (奇数月分配型)	大和アセット マネジメント株式会社	1万円以上 1円単位	買付日翌営業日 の基準価額	解約日翌営業日 の基準価額
ダイワ好配当日本株投信	大和アセット マネジメント株式会社	1万円以上 1円単位	買付日当日 の基準価額	解約日当日 の基準価額
GW7つの卵	日興アセット マネジメント株式会社	1万円以上 1円単位	買付日翌営業日 の基準価額	解約日翌営業日 の基準価額
グローバル・ソブリン・オープン (毎月決算型)	三菱UFJ国際投信 株式会社	1万円以上 1円単位	買付日翌営業日 の基準価額	解約日翌営業日 の基準価額
ニッセイ高金利国債債券ファンド	ニッセイアセット マネジメント株式会社	1万円以上 1円単位	買付日翌営業日 の基準価額	解約日翌営業日 の基準価額
世界のサイフ	日興アセット マネジメント株式会社	1万円以上 1円単位	買付日翌営業日 の基準価額	解約日翌営業日 の基準価額
ハイグレード・オセアニア・ ボンド・オープン (毎月分配型)	大和アセット マネジメント株式会社	1万円以上 1円単位	買付日翌営業日 の基準価額	解約日翌営業日 の基準価額

ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン（年1回決算型）	大和アセット マネジメント株式会社	1万円以上 1円単位	買付日翌営業日 の基準価額	解約日翌営業日 の基準価額
ダイワ日本国債ファンド （毎月分配型）	大和アセット マネジメント株式会社	1万円以上 1円単位	買付日当日 の基準価額	解約日当日 の基準価額
ダイワ日本国債ファンド （年1回決算型）	大和アセット マネジメント株式会社	1万円以上 1円単位	買付日当日 の基準価額	解約日当日 の基準価額
高金利国際機関債ファンド	明治安田アセット マネジメント株式会社	1万円以上 1円単位	買付日翌営業日 の基準価額	解約日翌営業日 の基準価額
スマート・アロケーション・Dガード	大和アセット マネジメント株式会社	1万円以上 1円単位	買付日翌営業日 の基準価額	解約日翌営業日 の基準価額
※グローバル3倍3分法ファンド （1年決算型）	日興アセット マネジメント株式会社	1万円以上 1円単位	買付日翌営業日 の基準価額	解約日翌営業日 の基準価額
※ニッセイ世界リートオープン （毎月決算型）	ニッセイアセット マネジメント株式会社	1万円以上 1円単位	買付日翌営業日 の基準価額	解約日翌営業日 の基準価額

※の商品は令和2年4月10日以降、新商品として取扱いを開始する商品となります。

積立型投資信託 兼 つみたてNISA対象商品

ファンド名	委託会社名	申込単位	取得価額	返還価額
iFree 日経225インデックス	大和アセット マネジメント株式会社	（自動積立により） 1万円以上1千円単位	買付日当日 の基準価額	解約日当日 の基準価額
年金積立 J グロース	日興アセット マネジメント株式会社	（自動積立により） 1万円以上1千円単位	買付日当日 の基準価額	解約日当日 の基準価額
iFree 外国株式インデックス （為替ヘッジなし）	大和アセット マネジメント株式会社	（自動積立により） 1万円以上1千円単位	買付日翌営業日 の基準価額	解約日翌営業日 の基準価額
iFree 8資産バランス	大和アセット マネジメント株式会社	（自動積立により） 1万円以上1千円単位	買付日翌営業日 の基準価額	解約日翌営業日 の基準価額

以上